

住宅リフォーム支援事業助成金

住宅の長寿命化、地域経済の活性化等を目的として、町内業者を利用して住宅のリフォームを行う町民の方へ、予算の範囲内で経費の一部を助成します。

要件等	詳細
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・肝付町内に居住し、住民登録を行っている方 ・リフォーム後、町内に居住し住民登録を行う予定の方 ・所有者（親・子・配偶者含む）で、その管理を証明できる書類を有する方
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付の対象となる経費（消費税を含む）が20万円以上 ・施工業者登録がされている町内業者等が施工する ・助成金交付決定を受ける前に、リフォーム工事に着手しておらず、令和5年7月1日以降に着工し、翌年2月末日までの期間にリフォーム工事が終了する
助成額について	助成金 経費の15%（15万円上限） なお、次に該当するものには別途加算 <ul style="list-style-type: none"> ①同一住宅に親・子・孫の3世代以上で同居する世帯 ②高校生以下の子供が同居する世帯 ③65歳以上の高齢者または、障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方が居住する世帯 ④2年以上の居住実績のない住宅を改修する場合（空き家バンク登録必須） ※①～③は、それぞれ助成金交付の対象経費の10%（10万円上限） ※④は、助成金交付の対象経費の20%（20万円上限）
受付期間	6月5日（月）～ ※定額になり次第締め切り

※外構工事、住宅に固着しない設備等の改善や補修（省エネルギー電球・蛍光灯の取替、カーテン交換、壁紙・障子・ふすま紙・網戸などの小破補修）は対象となりません。



ホームページでも掲載しています。

お問い合わせ先 肝付町役場 建設課 ☎ 0994(65)8424

木造住宅の耐震・危険廃屋の解体撤去

木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、町内の木造住宅に行われる耐震診断・改修に補助金を交付します。また、町民の安全を守るため、町内業者が行う危険廃屋の解体撤去について経費の一部を助成します。

	対象となる要件	補助金・助成金
木造住宅の耐震化	耐震診断	6万円（上限額）
	耐震改修	30万円（上限額）
危険廃屋の解体撤去	町内に存在する危険廃屋	30万円（上限額）

お問い合わせ先 肝付町役場 建設課 ☎ 0994(65)8424